



2019年2月13日

各位

会社名 株式会社ノーリツ
代表者名 代表取締役社長 國井 総一郎
(コード 5943 東証第1部)
取締役
問合せ先 兼 常務執行役員 竹中 昌之
(電話番号 078-391-3361)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年3月28日開催予定の第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2018年11月13日に開示しました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2019年3月28日開催予定の当社第69回定時株主総会における承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行うものであります。加えて、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定の新設、ならびに役付取締役に関する規定の見直しを行うものであります。

2. 変更の内容

別紙をご参照ください。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2019年3月28日

定款変更の効力発生日 2019年3月28日

以上

別紙

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 (現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第19条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第19条 (現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 ① 取締役は株主総会の決議により選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は<u>8</u>名以内、<u>監査等委員である取締役は4名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 ① 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p>
<p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>④ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>⑤ <u>第4項に定める補欠の監査等委員である取締役の選任決議の定足数および決議要件は、第2項の</u></p>

<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 ① 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長、取締役社長を各 1 名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名</u>選定することができる。</p> <p>② <u>当会社を代表する取締役は、取締役のうちより取締役会の決議をもってこれを選定する。</u></p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 3 日前までにその通知を発する。</p> <p>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>規定を準用する。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 ① <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 ① 取締役会は、その決議により取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長を各 1 名選定することができる。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第 24 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より 3 日前までにその通知を発する。</p> <p>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
---	---

<p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第 27 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役 とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によ り定める。</u></p>
<p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 <u>(監査役の員数)</u></p>	<p>第 29 条 (現行のとおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 30 条 <u>当社は、取締役会の決議により重要な業務執行(会社 法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決 定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>第 30 条 <u>当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第 31 条 ① <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u> ② <u>監査役の選任については、議決権を行使すること ができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 32 条 ① <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終 の事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで とする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任 された監査役の任期は、退任した監査役の任期の 満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第 33 条 <u>常勤監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p><u>(補欠監査役)</u></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選 定することができる。</u></p>
<p>第 34 条 ① <u>法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合 に備え、株主総会の決議により補欠監査役を選任 することができる。</u> ② <u>補欠監査役の選任決議の定足数および決議要件</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

<p>は、第 30 条第 2 項の規定を準用する。</p> <p>③ <u>第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より 3 日前までにその通知を発する。</u></p> <p>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項については、別に定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項については、別に定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 37 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第 38 条 <u>当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 39 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 34 条～第 37 条 (現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 その他に関する事項</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 その他に関する事項</p> <p>第 38 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>
	<p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>2018 年 12 月 31 日に終了する事業年度に関する第 69 回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第 38 条の定めるところによる。</u></p>

以上